

新型コロナウイルス感染症にかかる 早良市民センターのご利用について

新型コロナウイルス感染症にかかる早良市民センターのご利用につきまして、緊急事態措置の解除による福岡県の要請等に伴う福岡市の対応を踏まえ、令和3年10月31日から当面の間、次のとおりとさせていただきます。

1. ホール 令和4年2月まで工事のため引き続き休館いたします。
2. 会議室
マスク着用で大声を出さない場合、会議室の定員でのご利用をいただけます
(マスク着用で大声を伴う場合は、定員の50%以内)
3. 施設利用料の返金等について**令和3年12月1日から下記の取り扱いを終了**
新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とした取止め届を11月30日までに提出した場合は返金することになります。その際は当施設へご連絡ください。

福岡市立早良市民センター
指定管理者 ふくおか市民施設管理JV